

インド特許出願における翻訳に関する法律や規則

株式会社 サンガムIP
代表取締役社長・インド国特許弁理士 バパット・ヴィニットⁱ

はじめに

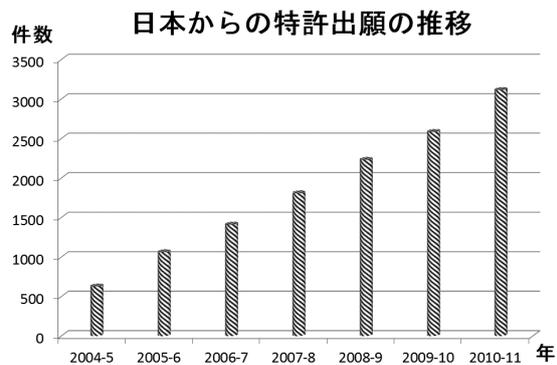
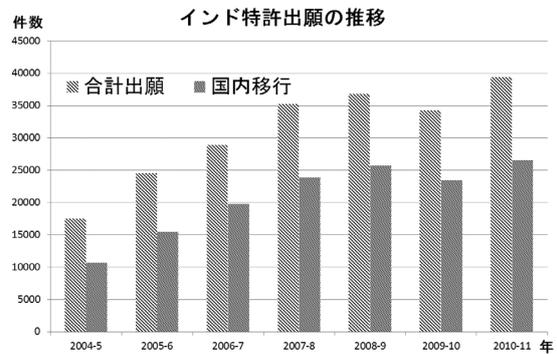
インドに特許出願をする場合は、明細書などのすべての書類を英語またはヒンディー語で記載することになります。外国からの出願はほぼ100%が英語で行われます。

日本の出願人や特許事務所から、優先権証明書、その全文英訳、翻訳者宣誓書などの提出の必要性について、しばしば問い合わせを受けることがあります。

そこで、本稿において、日本から英語でインドへ特許出願を行う場合の書類の翻訳に関する法律や規則について説明します。

インド特許出願の推移

以下の左のグラフはインドの特許出願の推移を示しています。インドでは薬品の物質特許を特許の対象にした2005年から、特許出願が毎年10%以上増えています。インドの特許出願のほぼ2/3は国際出願に基づく国内移行出願が占めています。国内移行出願のほとんどが外国からの出願と言っても過言ではありません。すなわち、インドの特許出願の2/3は外国からの出願ということになります。



右のグラフは日本から行われるインド特許出願の推移を示しています。日本からの特許出願は一定の割合で増えていることが分かります。

i 株式会社サンガムIP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

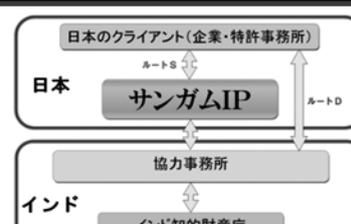
直接日本語で相談できる「インド専門の知的財産コンサルティング会社」



日本語が堪能なインド国特許登録弁理士バパット

○インド特許・商標・意匠出願とその後の手続を安全、確実、日本語でサポート致します。

○弊社はインド現地の多数の特許事務所・法律事務所と提携しております。これらの事務所は立地や専門分野などによる特徴があり、発明の内容にあった事務所を提案させていただきます。





株式会社サンガムIP
〒107-6012 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル12階
TEL:03-5548-3234 FAX:03-6866-9638
E-mail: bapat@sangamip.com

日本からインドへ特許出願を行う場合は、一般的にパリルートかPCTルートを使います。

インド特許出願段階における翻訳

▶パリルートと国内移行出願に適用される規則◀

インド特許規則9によれば、特許庁に提出するすべての書類は英語（またはヒンディー語）で記載する必要があります。従って、出願用の明細書や図面は英語で記載することになります。外国語による出願の規定はありません。すなわち、日本語による出願はできません。

▶条約出願◀

インド特許法138（1）によれば、条約出願（パリルートによるインド出願）の場合は、特許庁が、優先権を主張している出願の「明細書またはその関連資料」（specifications or corresponding documents）を要求できます。インド特許規則121によれば、特許庁から要求された日から3か月以内に要求された書類を提出しなければなりません。

「明細書またはその関連資料」は優先権証明書であるとの明確な記載がありません。しかしながら、インド特許法138（3）によれば、特許庁は「条約国の特許庁の長が発行する証明書」（certificate of the official chief or head of the patent office of the convention country）に基づいて優先日を決定します。この証明書は優先権証明書であると理解できます。

優先権証明書が英語以外の言語で記載されている場合は、その全文英訳を提出する必要があります。また、その全文英訳が完全かつ正確であるという内容の宣誓書（翻訳者宣誓書）が必要になります。

▶国内移行出願に適用される規則◀

1）インド特許規則20（3）（b）によれば、国際出願が英語以外の言語（例えば、日本語）

で公開されている場合は、その国際出願の明細書などの英訳を優先日から31か月以内にインド特許庁に提出する必要があります。日本語による明細書でインドに移行することはできません。さらに、英訳が完全かつ正確であるという内容の、出願人または出願人により委任された者の、宣誓書（翻訳者宣誓書）が必要になります。

インドの現地代理人（弁理士または弁護士）は出願人により委任された者ですから、現地代理人もこの宣誓書を発行することができるとの解釈が成り立ちます。しかしながら、日本語の読み書きができない現地代理人に「英訳が完全かつ正確である」という内容の宣誓書を発行させるには無理があります。

2）インド特許規則21（1）によれば、国際出願が、先の出願に基づく優先権を主張して行われた場合、その先の出願の優先権証明書（またはIB/304）を特許庁に提出することになります。優先権証明書は優先日から31か月以内に提出する必要があります。

インド特許規則21（2）によれば、優先権証明書が英語以外の言語で記載されている場合は、その全文英訳を提出する必要があります。また、その全文英訳が完全かつ正確であるという内容の宣誓書（翻訳者宣誓書）が必要になります。

インド特許規則21（3）によれば、優先権証明書（またはIB/304）、優先権証明書の全文英訳、翻訳者宣誓書が優先日から31か月以内に提出されていない場合は、特許庁から指令が発効されます。指令が発効されてから3か月以内にこれらの書類を提出しない場合には、特許庁は優先権を無視することができます。

3）インド特許規則20（5）（v）および（vi）によれば、国際出願に対して補正を行っている場合は、これらの補正の英訳をインド特許

庁に提出することになります。

2011年9月21日付でインドの特許庁長官が発行した通知によりますと、国際出願に対して行われた補正がWIPOのホームページで公開になっている場合にのみ、特許出願と同時にこれらの補正を行うことができます。すなわち、WIPOのホームページで公開になっていない補正は、まず特許出願を行い、後日補正を行うことになります。

インド特許出願維持段階における翻訳

インド特許法8条によれば、特許庁から要求があった場合は、関連外国出願のオフィス・アクションや外国で許可になった請求項などをインド特許庁に提出する必要があります。このオフィス・アクションが英語以外の言語で記載されている場合は、その英訳もインド特許庁に提出する必要があります。例えば、日本特許庁からの日本語で発行された拒絶理由通知をインド特許庁に提出する場合は、日本語で発行された拒絶理由通知とその全文英訳を提出することになります。さらに、その全文英訳が完全かつ正確であるという内容の宣誓書（翻訳者宣誓書）が必要になります。

おわりに（実務上のアドバイス）

上述のように、インドでは、優先権証明書、その全文英訳、翻訳者宣誓書が必要です。これらの書類の提出は出願人の負担にな

ります。

優先権証明書の提出について、パリルート出願と国内移行出願のどちらの場合も「出願時または特許庁から要求されてから3か月以内に提出すればよい」ことになります。そこで、特許庁からどれくらいの確率で要求されるかとしばしば聞かれます。私の独自調査によるとこの確率は50%です。しかしながら、インド特許庁は、法律や規則を順守するように審査官・管理官を徹底的に教育していますので、これからはこの確率が高くなると予測されます。

出願用の明細書の翻訳が終わってからすぐに優先権証明書の全文英訳を作成するのと、出願用の明細書の翻訳が終わってから（特許庁から要求されたため）数年後に優先権証明書の全文英訳を作成するのでは、前者のほうが作業が楽であることは経験者であれば分かります。また、優先権証明書、その全文英訳、翻訳者宣誓書を出願時に提出すると代理人（インド・日本）費用を請求しない代理人が多く、（特許庁から要求されたため）後日提出すると代理人費用を請求する代理人が多いと思われま

そこで、出願用の明細書の翻訳が終わってからすぐに優先権証明書の全文英訳を作成し、優先権証明書、その全文英訳、翻訳者宣誓書を出願時に提出することをお勧めします。



特許専門部署によるきめ細やかな翻訳サービスを提供いたします。
お見積もり・トライアル無料。お近くの営業部までご相談ください。

- 外国出願／PCT 国内移行用明細書、各国公報、優先権証明書、中間処理書類 など
- 機械・電気電子・コンピュータ・通信・医薬・化学・バイオ など
- 英語、ドイツ語、フランス語、中国語 など

東京 TEL:03-6403-9953 (代) / 大阪 TEL:06-6282-5022 (代) / 名古屋 TEL:052-571-2101 (代)

株式会社 翻訳センター

URL : <http://www.honyakuctr.com>